

児童養護施設静岡ホーム事業計画

静岡ホームは、児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設であり、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を受け入れて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）による地域の子育て支援や里親支援を行うとともに、福祉専門職養成校の実習生を受け入れ人材の育成を図る。

1 事業概要

(1) 施設運営

ア 児童養護施設の運営

○定員 81 人（暫定定員 75 人）

- ・ 本体施設（定員 75 人→暫定定員 69 人）
- ・ 地域小規模児童養護施設「小鹿寮」（定員 6 人）

○職員 43 人

イ 子育て短期支援事業の受託

ウ 里親等施設実習事業の受託

エ 福祉専門職養成校実習生の受入れ

(2) 基本方針

「キリストの愛」と児童憲章、児童の権利に関する条約等を基本に、互いの和を求め、心をつなげて児童の幸せと権利擁護を図るため、「愛育の実践」に努める。

(3) 運営方針

入所児童の多くは虐待を受けた児童で、障害のある児童が増加し、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、養護を必要とする児童、愛着形成に課題のある児童、細やかな発達支援が必要な児童、自立支援を必要とする児童に「あたりまえの生活」を通じて、基本的な生活習慣の確立や情緒の安定を図り、適切な人間関係が築けるよう日々の生活の中から支援していく必要がある。

このため、児童の養育に当たっては、児童の経験してきた複雑な養育環境や生得的特性に十分配慮し、児童の安全・安心を確保して、一人ひとりの児童が身体的、精神的、社会的に成長できるよう支援し、人間的成長を総合的に推進していく。

また、それぞれの児童の最善の利益の確保に努め、児童養護施設運営指針を基本として社会のニーズに的確に対応できるよう施設運営を図る。

(4) 会議・委員会等の開催

子ども一人ひとりの養育の向上と円滑な施設運営を図るため、各種会議や委員会を開催するとともに、関係機関との連絡会を開催する。

区分	名称	開催	内容
施設内	職員会議	毎月	施設運営に関する事項（運営・指導方針、行事予定、提案事項等）の調整・周知、外部研修の伝達等職員研修
	運営会議	毎月	施設の運営方針等重要事項の調整、課題の検討等 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の小規模化、地域分散化の検討 ・勤務形態の見直しの検討 ・職員育成の課題の検討 ・人権擁護のためのチェックリスト」による自己点検サービス向上推進会議の開催 ・第三者評価改善事項の検討、自己評価の実施
	グループ会議	毎月	児童の生活支援等グループ運営事項（運営計画・自立支援計画・児童処遇・行事等）の調整
	ケース会議	毎月	ケースの処遇方針等の協議調整
	広報推進委員会	随時	HP更新、広報誌発行、施設紹介・事業実績DVD作製
	文化・レクリエーション委員会	随時	鯉のぼり掲揚、七夕、夏冬特別行事、祝会等園内行事の計画・実施
	性教育委員会	毎月	生・性に関する教育、性に関する相談、かえで新聞の発行
	食生活委員会	毎月	食を通じた健康・衛生・嗜好を知る機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・季節感や行事に合わせた食事の提供、嗜好調査の献立調理実習、食育(食事と健康)に関する職員研修の実施
	生活環境委員会	随時	生活環境の美化、6S（整理・整頓・清掃・清潔・作法・躰）活動の推進
	防災対策委員会（防災会議）	毎月	消防計画の委員会審議事項の協議調整、防災訓練の実施
	苦情解決委員会	5月 随時	苦情への対応
	朝会	毎日	日々の連絡調整
養保連絡会	奇数月	養護施設との保育所の連携業務の調整	
関係機関	児童相談所との連絡会	年2回	児童自立支援計画の見直し、ケースの調整
	小中学校との連絡会	随時 (安西小は毎月)	学校及び施設での生活の様子

2 重点項目

(1) 人権擁護と人権侵害の防止

子どもたちの人権を守り、子どもたちが安心して生活を営む拠点としての役割があるため、「懲戒に係る権限の濫用禁止について（平成 10 年 2 月 18 日）」及び児童福祉法第 33 条の 10 に係る「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知と「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による自己点検、投書箱「こどものこえ」の設置などにより人権擁護と人権侵害の防止に取り組む。

(2) 施設運営の質の向上

児童養護施設は、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第 45 条の 3 の規定並びに平成 23 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長通知により、自己評価の毎年の実施とともに、3 年に 1 回以上の第三者評価の受審とその結果の公表・改善が義務付けられている。

平成 29 年度に実施した第三者評価結果を踏まえ、児童養護施設運営指針に掲げられている目指すべき状態に近づけられるよう問題点の改善に取り組み、施設運営の質の向上を図る。

(3) 児童の社会的自立の支援

保護者の支援が得られない退所児童の中には、直面する諸問題を自身で解決することもできず、また、相談する者もいないため、就労や生活の維持が困難となって経済的に困窮し、自立生活が破綻してしまうことになる。

このため、施設入所中の自立に向けた支援や退所後の相談支援などを行う生活相談支援担当職員を配置して、児童の社会的自立を支援する。

また、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、大学等への進学支援が必要であるので、静岡ホーム自立支援基金により進学・修学に必要な資金を援助し、自立を支援する。

(4) 関係機関との連携・協力体制の確立

ア 児童相談所との連携

子どもたちの養育は、児童相談所との良好な連携のもとにすすめられてこそ充実した成果を生み出すことができるので、定期連絡会を開催するなどにより相互理解を果たしていく。

イ 学校、地域との連携

子どもたちが学校において正当な地位を占め、充実した教育を受けるために、学校と常に連携し、相互理解を深め、協力関係を築いていく。

また、子どもたちの生活が地域から引き離されることがないように、地域との多様で積極的な交流が尊重されなければならない。地域に開かれた施設としてグラウンドや楓ホールを開放するとともに、町内会との防災訓練の共同開催や子ども会行事への参加、高齢者との世代間交流を実施する。

(5) 養育単位の小規模化と地域分散化

ア 家庭的養護推進計画の見直し

「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した「家庭的養護推進計画」及び「家庭的養護の推進に向けた都道府県計画」により施設の小規模化と地域分散化を進めているが、県市は、平成 29 年 8 月 2 日に社会保障審議会児童部会社会的養育専門部会が示した「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成 30 年度末までに「家庭的養護の推進に向けた都道府県計画」の見直しを行う予定であるので、県市と調整しながら当施設の「家庭的養護推進計画（中長期計画）」の見直しを図る。

イ 地域小規模児童養護施設の整備

子どもの個別的養育を推進し、生きていくことの自信を得て、社会的自立ができるよう支援し、豊かな育ちを実現するため、家庭的養護推進計画（中長期計画）に基づき、本体施設の小規模ユニット化及び地域小規模児童養護施設等グループホームの設置を推進することとしているが、本年度は、有料駐車場の一角に地域小規模児童養護施設1棟を整備する。また、グループホームの設置に向けて賃貸物件（建て貸し）の確保に努める。

(6) 生活向上のための環境改善

入所児童の養育環境の改善を図り生活向上に資するため、施設・設備の維持管理及び老朽箇所の補修等を実施する。

- ・ガスヒートポンプエアコン更新（室外機1～4号機・室内機全部）

(7) 職員の確保

施設の小規模化、地域分散化や多機能化、高機能化の推進には、これらを支える人材の確保・育成が不可欠である。

職員配置基準の改善（5.5：1→4：1）に伴い職員の増配置が可能となっているが、保育所の定員増、認定こども園の創設による保育士需要の高まり、福祉専門職養成校の学生数の減などにより職員の確保が難しくなっているため、大学等への求人に加え、実習生の受入れと適切な実習指導、インターンシップの受入れ、求人サイトの活用などにより就職希望者の確保に取り組む。

(8) 職員の専門性の向上

被虐待児が入所児童の3分の2を占め、処遇困難なケースや発達障害の表れを有する児童が増加している。こうした現状での養育には、児童と職員の良好な関係の構築や、性的問題や暴力防止への仕組みの整備が重要な課題であり、養育を担う職員のより高い専門性が求められている。

今後整備される本体施設の小規模ユニットや地域小規模児童養護施設等グループホームにおいては、職員一人ひとりの力量が問われ、知識・技術・経験に裏打ちされた養育が必要とされるので、職員のスキルアップを図り、専門性を高めるため、研修計画に基づき、職場外研修に参加させるとともに職場内研修を実施する。

また、施設内で起こっている或いは起こり得る諸問題へのケアの視点からの取り組みを検討・研究する。

新任職員については、エルダー制度（先輩職員が教育係となって個々の新任職員を担当し、助言指導、振り返りなどを行うOJT）を用いて育成、定着を図る。

(9) 業務管理システムの運用

児童に関する記録や園務日誌、グループ日誌、ケース記録、保健日誌、その他各種データをパソコンで一括管理し、業務の効率化と情報の共有を図る。

3 養育・支援

(1) 基本目標

- ア 子どもの成育歴等を把握し、子どもが表わす感情や言動をしっかり受け止めて養育支援する。
- イ 子どもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援する。
- ウ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動できるよう養育支援する。
- エ 子どもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援する。
- オ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援する。

(2) 年間のねらい

毎月、分野ごとに展開方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組む。

分野	展 開 方 法
生活	日課と生活規範を習得し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育て感謝の心を養い育てていく。
礼拝	礼拝を通して、「わたしの主、わたしの神よ」との真実の信仰告白に至りますように、不変の愛と恵みを率直な気持ちで受け入れ、社会（人間）生活の基本を培う。
学習	各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に留意点を置き、公文式学習の意欲を培っていく。また、小学生から高校生までそれぞれのステージに合わせた学習支援を実施する。
環境	居住環境等の整理整頓をこまめに行い、常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図り、潤いと活気に満ちた環境を醸成していく。
健康	自分の健康に関心を持ち、屋外活動を積極的に行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育てていく。
食事	食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心をもち、楽しく食事をとれるようにする。収穫の恵みに感謝する心を育てる。
文化	県児童福祉施設絵画展への奨励と、図書、音楽等の積極的利用を図り、豊かな心情と向上心を育てる。
運動	県児童福祉施設球技大会や学校の部活動、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成する。
防災	避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていく。
進路	中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していく。
地域	地元町内会や子供会等との交流を深めるとともに積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助する。

(3) 個別養育計画

児童に安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

区分	生活指導	学習指導	職業指導	家庭環境調整
未就園児	日常生活の基礎を学び、習慣づけることにより、幼稚園入園の準備をする。	昼間の保育を通して絵本、音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。		外泊時等を利用して家庭の状況を把握し、児童相談所と連携して調整を図る。
幼稚園児	トイレの自立など生活習慣が身につくよう支援する。好き嫌いをなくし、食事のマナーの基礎を学ぶ。	通園により、集団行動、社会性を学び、育ちの支援をする。		
小学校低学年	身の回りの整理整頓の基礎を学び、食事、挨拶、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学习（音読、漢字、計算、宿題など）や公文学習等により学習習慣と基礎学習を身につける。		
小学校高学年	身の回りの整理整頓ができるようにする。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。公文学習を通じて、基礎学力の向上を図る。		
中学生	安心・安全な生活環境を作る。身の回りの整理・整頓の確立、基礎体力の向上を図る。 相手の気持ちを思いやる心を育てる。	日々の学習を疎かにせず、また、通塾により学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、自分にはどのような職業につきたいのかを考えさせる。	
高校生	社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理にも気を配れるようにする。	日々の生活、学校生活の充実を図り、最後まで気を抜かずに勉学に励み、必要に応じて通塾により大学等に進学できるようにする。	自分自身を見極め、社会自立を考慮した進路を考えられるようにする。アルバイトを行い社会性を身につける。	

4 生活日課

時間	平日	休日	時	平日	休日
6:00	起床・洗面 掃除		14:00	帰園(幼稚園児)	
6:30	礼拝(家拝)		15:30	下校 おやつ	
7:00	朝食	起床	16:00	自主学習	
7:30	登校(小学生 7:30) (中学生 7:50) (高校生 7:30)		16:30	掃除	
8:00		朝食	18:00	夕食	夕食
8:15	登園(幼稚園児)			入浴(順次)	入浴(順次)
8:30		CS(日曜日)	19:00	自由 自主学習	自由
12:00	昼食	昼食	20:00	就寝(幼児)	就寝(幼児)
13:00	午睡(未就園児)		21:00	(小学生)	(小学生)
			22:00	(中学生)	(中学生)
			23:00	(高校生)	(高校生)

5 年間行事計画(児童関係)

子どもたちの意向を踏まえた企画行事の実施や地域行事、招待・訪園行事への自主的な参加など、四季折々の行事やスポーツ・文化・芸術に触れる機会を通して、子どもたちが楽しみながら感性を磨き、情操を育み、社会性を育てる。

月	施設企画行事・地域行事等	月	招待・訪園行事
4	静岡まつり 創立記念(礼拝) 入園・入学式	4	クラシックコンサート訪園 CSイースター
5	県内施設児童文化奨励絵画展	5	
7~8	夏季特別行事(キャンプ・海水浴等)	6	静岡西 RC イベント招待 CS 花の日、英和女学院「花の日」訪園
8	七夕まつり(井宮町) 県内施設ソフトボール大会 健康診断 夏季一時外泊 交通安全教室(自転車マナー)	7	すいか狩り招待 安倍川花火大会招待 CS 楽しい夕べ
10	運動会(安西学区)	8	映画祭招待 静岡巽 LC 国際交流夏祭り訪園
11	防災訓練(井宮町) 県内施設オセロ大会	9	食肉組合夕食会訪園
12	クリスマス祝会・食事会 冬季一時外泊	10	七五三着付撮影招待 中国料理夕食会訪園、 静岡 LC イベント招待
1	初詣 県内施設サッカー大会	11	みかん狩り招待 CS こども祝福式 CS 収穫感謝祭、英和女学院「収穫感謝」訪園
1~2	冬季特別行事(雪滑り・スケート等)	12	CS クリスマス祝会、英和女学院「クリスマス」訪園 もちつき訪園、常葉高校「クリスマス」訪園 イルミネーション鑑賞招待
2	節分豆まき・餅つき(井宮町) ひなまつり	1	劇団四季観劇招待
3	地域交流会(世代間交流) 健康診断 卒園の会	2	静岡友の会招待
毎月	誕生会 発育測定 保護者宅外泊・ショートルフラン 避難訓練(別記) 全体清掃	3	
年間	毎週:教会学校(日曜日) 毎月:夕拝	毎月	Jリーグサッカー観戦招待(年間)

6 職員配置

養育支援担当の児童指導員及び保育士は、国の配置基準（子ども4人：職員1人）を超える職員を配置する。

また、家庭支援専門相談員を1人増員するとともに、退所を控えた児童及び退所児童の自立支援を行う生活相談支援担当の非常勤職員を増員する。

職名・職種	本園		小鹿寮		計		
	男	女	男	女	男	女	計
施設長	1				1		1
副施設長兼指導係長	1				1		1
養育支援担当職員 (児童指導員・保育士)	5	(5)14	1	(1)2	6	(6)16	(6)22
個別対応職員	1				1		1
家庭支援専門相談員	1	1			1	1	2
心理療法担当職員		2				2	2
里親支援専門相談員	1				1		1
生活相談支援担当職員	1	(1)1			1	(1)1	(1)2
学習指導員		(1)1				(1)1	(1)1
特別指導員		(1)1				(1)1	(1)1
栄養士		1				1	1
調理員	2	(3)3			2	(3)3	(3)5
事務員	①	1			①	1	①1
嘱託医	(1)1				(1)1		(1)1
計	(1)14	(11)25	1	(1)2	(1)15	(12)27	(13)42

* ()内は非常勤で再掲 再雇用は常勤に含む ○は養育担当職員（保育士）と兼務

7 業務分担

職名（担当）	分担業務
施設長	施設の運営管理、児童養護の統括、人事労務管理、安全衛生管理、会計責任者、苦情解決責任者、衛生推進者、公益通報窓口担当者
副施設長	施設長補佐、事業計画作成、勤務表作成、指導技術調査研究・現任研修、児童の入退所手続、防火管理者、苦情受付担当者
養育支援担当職員 〔児童指導員〕 〔保育士〕	自立支援計画（処遇計画）の作成、生活指導、進路指導 保健衛生・健康管理、処遇記録の整理 地域・学校・児童相談所等関係機関との連絡調整 保護者への連絡、退所児童のアフターケア ボランティアの受入れ、福祉専門職養成校実習生受入れ・指導 招待・奉仕活動の調整、施設見学者等の受入れ 建物・設備・生活環境の維持管理、防火管理、災害対策の実施
個別対応職員	被虐待児個別生活指導
家庭支援専門相談員	保護者等への相談援助、退所児童相談援助
心理療法担当職員	心理的ケア、心理療法
里親支援専門相談員	里親家庭訪問・相談、里親研修
生活相談支援担当職員	退所を控えた児童に対する生活技能等習得支援、悩み等の相談支援、退所児童の生活相談支援
学習指導員	小中学生の学習指導

9 職員研修計画

月	OJT	OFF-JT	
		職場内	職場外
4	新任職員へのエルダーの配置（職員の基本的姿勢）	接遇マナー講座 ケアプログラム研修	
5	新任職員研修（組織の一員として）	ケアプログラム研修 養育支援担当職員のためのスキルアップ講座①（子どものトラウマと問題行動の理解）	新任職員研修（県養協） 福祉職員キャリアパス中堅職員研修① 接遇・マナー・コミュニケーション講座
6	食育（食事と健康）	不対応行動に対する対処法と援助の仕方 養育支援担当職員のためのスキルアップ講座②（アドラー心理学に基づく子どもの生きる力への働きかけ）	福祉職員キャリアパスチームリーダー研修 社会福祉法人経営セミナー 指導者のための接遇マナーと部下指導のポイント講座 食中毒予防講習会 小児アレルギー研修
7	新任職員研修（アセスメントを理解する）	リフカー（性虐待対応）研修 養育支援担当職員のためのスキルアップ講座③（生活場面で使える心理支援）	人事・労務管理研修 経理応用講座 関東ブロック児童養護施設研究協議会 安全運転管理者講習会
8			福祉職員キャリアパス初任者研修①
9	新任職員研修（職員間のチームワーク）	チームワークとチーム力の向上	予算管理基礎講座
10	新任職員研修（目標を設定する）	コモンセンスペアレンティング研修	福祉職員キャリアパス初任者研修② 会計実務専門講座 スーパービジョン講座 関東ブロック児童養護施設職員研修会 全国児童養護施設長研究協議会 権利擁護推進研修会（県養協 全3回）
11	新任職員研修（問題解決の必要性を理解する）	コモンセンスペアレンティング研修	小舎制養育研究会 社会福祉法人運営管理研修 税務実務講座（消費税） 暴力防止研修会
12			財務管理講座（経営分析） 衛生講習会
1	新任職員研修（		福祉職員キャリアパス初任者研修③ 福祉職員キャリアパス中堅職員研修② 全国児童養護施設中堅職員研修 SBI 子ども希望財団児童養護施設研修会
2	新任職員研修（		決算実務講座 ファミリーソーシャルワーク研修 小規模ケア運営施設視察体験研修
3	新任職員研修（自己を振り返り、課題を把握する）		社会福祉施設運営管理研修 栄養講習会

*上記のほか、県社協、全社協、子どもの虹情報研修センター、SBI 子ども希望財団、日本キリスト教社会事業同盟、日本キリスト教児童福祉連盟等が開催する研修会に参加する。

10 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4			漏電火災対応訓練
5	消防用設備点検 空調設備点検 空調フィルター清掃	消防設備取扱	地震対応訓練
6	ネズミ昆虫等防除		油火災発生訓練
7	貯水槽洗浄	自転車交通教室	土砂災害発生訓練
8			夜間地震発生避難訓練
9			防災の日・情報伝達訓練 東海地震発生対応訓練
10	空調フィルター清掃		火災発生訓練
11	消防用設備・建築設備・貯水槽点検	地震防災センター見学学習会	社会福祉施設防災の日・総合訓練
12	ネズミ昆虫等防除		地域防災の日・町内会との連携訓練
1			緊急地震速報対応訓練
2			夜間火災発生訓練
3			地震対応訓練
備考	防災設備・資機材点検：毎月 ネズミ昆虫等調査：毎月 電気保安全管理：毎月 建築物定期調査：2年毎		避難・消火訓練：毎月 総合訓練：年1回

11 施設体験・視察研修受入れ

(1) 福祉専門職養成校実習生の受入れ

県内外の大学、短期大学、専門学校福祉専門職養成校に在籍する学生の施設実習を受け入れ、福祉分野への就労を志す者の養成に寄与する。

また、児童福祉施設業務を体験し、知識を深めたいとする学生についても、児童のプライバシーの保護と安全に十分配慮しながら、事情の許す範囲でインターンとして受け入れる。

(平成30年2月現在)

区分	養成校名	実習生数	時期
	聖隷クリストファー大学	1	5月
	東海こども専門学校	2	5月
	静岡県立大学短期大学部	1	6月
	修文大学短期大学	1	6月
	静岡こども福祉専門学校	1	6月
	常葉大学浜松キャンパス	4	6月 7月
	浜松学院大学	1	8月
	常葉大学富士キャンパス	2	8月
	静岡英和学院大学	2	8月 2月
	鎌倉女子大学	2	9月
	静岡福祉大学	3	9月 2月
	常葉大学短期大学部	8	9月 10月
	静岡福祉医療専門学校	1	10月
	東海大学短期大学部	4	11月
	静岡産業大学	1	8月
保育実習Ⅲ	静岡英和学院大学	2	9月
	静岡県立大学短期大学部	1	10月
ソーシャルワーク実習	東京福祉大学	2	5月 2月
	静岡英和学院大学	1	8月
	静岡福祉医療専門学校	1	12月
	静岡県立大学短期大学部	2	3月
計	14校	38人	

(2) 里親研修

静岡市里親支援センターの里親認定前研修等を受諾し、里親制度を支援する。

(3) 福祉関係団体視察研修

県内の市町社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会、更生保護女性会など福祉関係団体等が実施する視察研修を受け入れ、社会的養護についての理解を深め、地域活動の向上、市町の要保護児童対策の強化につなげていく。